公の施設利用に関する
ガイドライン

令和６年２月

（令和８年２月改正）

登 米 市

目　次

１．予約関係 1

２．使用料（利用料）の取扱い 2

３．減免関係 8

４．質問集 22

５．資料 27

※　指定管理者制度導入施設のうち、利用料金制を採用している施設においては、ガイドライン内「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

１　予約関係

（１）　予約方法

施設の利用にあたっては、各施設に利用予約を行ったうえで利用することとなりますが、予約方法及び予約開始の時期は、施設により異なりますので、利用申請者は、ホームページ等で確認願います。（施設管理者は、ホームページ等で利用者に対し周知してください。）

なお、施設を利用する日程が確定していない場合の、仮予約（仮押さえ）できる日数に特段の上限は定めていませんが、施設管理者は、利用申請者に対し、ほかに利用したい人への妨げとならないよう、長期間にわたり仮予約しないよう伝えてください。

また、利用申請者は、一度に複数の施設を仮予約するなど、ほかに利用したい人の妨げとなるような利用予約は控えるよう努めてください。

（２）　予約の名義

施設の利用申請は、実際に利用する利用者（団体）名で行ってください。

減免の対象となる団体名で利用申請を行い、実際には減免の対象ではない団体が利用しているという事例がこれまで見受けられました。

このような申請はあってはならないものですので、良識ある申請をお願いします。

（３）　利用時間

利用時間は、事前準備が始まる時間を開始時間、後片づけが終わる時間を終了時間として申請願います。

なお、施設予約時に、施設管理者側及び利用者側双方で利用時間の確認をお願いします。

（４）　キャンセルの連絡

減免の対象団体が複数の利用日をまとめて利用申請された際のキャンセル率が高いほか、直前のキャンセルや、キャンセルの連絡の失念などの事例が見受けられました。

複数の利用日をまとめて予約することはできますが、直前のキャンセルが多いため、ほかの利用者への施設貸し出しの機会を逸している状況です。

このため、利用申請者においては、利用しないこととなった場合は、直ちにキャンセルの連絡をいただき、多くの方に施設を利用いただけるようご協力をお願いします。

２　使用料（利用料）の取扱い

使用料の取り扱いについては、原則として各施設設置条例等の規定に基づき、遅滞なく納付いただきます。

なお、通常の取り扱いと異なるものについては、次のとおりです。

（１）　個人使用料について

個人使用料は、各施設設置条例で個人使用料を定めている施設の利用区分のみ該当し、事前に予約をせずに、利用したいタイミングで施設が空いている場合に適用されるため、事前予約はできません。

事前予約をしたうえで利用する場合は、個人（１名）の利用であっても個人使用料ではなく、団体利用と同様、通常料金の取り扱いとなります。

料金区分は午前（午前９時から正午まで）、午後（正午から午後５時まで）、夜間（午後５時から午後 10 時まで）となります。

例（迫体育館アリーナを利用した場合を想定）

①　午前 10 時から正午まで２人で利用した場合

200 円　×　２人　×　１区分（午前）　＝　400 円

②　午前 10 時から午後３時まで２人で利用した場合

200 円　×　２人　×　２区分（午前・午後）　＝　800 円

（参考：通常の取り扱い）

午前 10 時から正午まで利用した場合

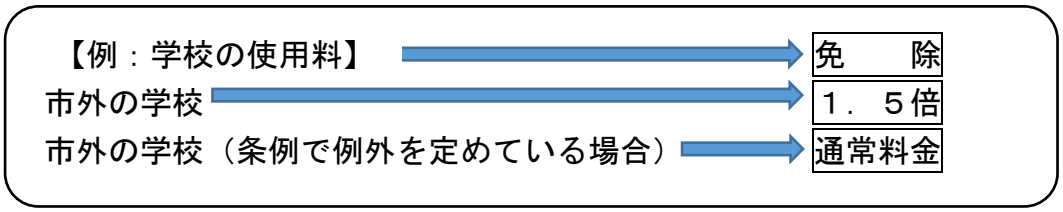
900 円/時（アリーナ３分の１面）　×　２時間　＝　1,800 円

※通常料金は 1 時間当たりの使用料に利用時間を掛けて計算されるため、複数人で利用しても同額の料金となります。

（２）　市外の団体の利用について

市外の者が利用する場合の使用料は、通常の使用料を 1.5 倍した額となります。

また、「市外の者」には市外の学校、幼稚園、保育所等も含まれますが、登米市長沼ボート場クラブハウス条例のように例外を定めている条例もありますので、ご注意ください。



（３）　営利目的の利用について

営利とは：構成員の経済的利益を追求し、最終的にはその収益が構成員に分配されることをいいます。

原則として、企業等の営利法人や個人事業主が行う営利活動、営利目的の個人又は団体が生業として利用する場合は、営利目的の利用として取扱います。

各施設設置条例においては、営利を目的に利用する場合は、通常の使用料を 10 倍することとしています。

このため、利用申請者は、利用申請書に利用目的、入場料などの徴収の有無などを必ず記載してください。

＜利用方法・利用申請＞

①　利用申請者は、仮予約時又は利用申請時に営利目的であるか否かを伝えてください。

②　施設管理者は、原則として利用申請者から提出される利用申請書又は聞き取りにより営利目的であるか否かの確認を行います。

なお、確認にあたって、団体の設立規約、事業計画書等活動内容が分かる書類（写し）の提示又は提出を求める場合があります。

③　利用申請者は、施設管理者から書類の提示又は提出を求められたときは、利用申請書提出時（遅くとも利用当日）に、必要書類を提示又は提出してください。

※　利用者申請者においては、円滑な確認のため、書類の提示又は提出にご協力をお願いします。

④　営利目的の利用に該当する場合の使用料は、下表のとおりです。

種別	営利目的の利用における使用料の額
市内の個人又は団体	通常の使用料を 10 倍した額
市外の個人又は団体	通常の使用料を 15 倍した額

※　市外の個人又は団体が営利目的で利用する場合の使用料は、市外利用 1.5 倍と営利目的利用 10 倍の両方が適用されるため、通常の使用料を 15 倍した額となります。

＜参考例示＞

1	利用申請者が生業として、入場料を徴収し、催し物を行う場として利用する場合

【該当するもの】

チケットを販売してのコンサート、徴収した入場料に対し収益（残金）が 10%を超える場合

【該当しないもの】

チャリティコンサート、徴収した入場料に対し収益（残金）が 10%を超えるものの、寄付等を行った結果、収益が 10%未満となった場合

なぜ 10%なのか

地方税法施行令においては、社会福祉法人等が、収益事業から生じた所得の 100 分の 90 以上を本来の公益事業に充てている場合は法人住民税では収益事業の範囲に含めないこととなっています。

これを参考に、徴収した入場料に対し収益（残金）が 10%を超える場合は、営利目的とする基準としたものです。

■地方税法施行令第７条の４　抜粋

法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十二条第一項の表の第一号の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

2	利用申請者が物品の販売（サービスの提供を含む）・購入・宣伝の場として利用する場合

【該当するもの】

出張販売会など

【該当しないもの】

学校から委託を受けた制服の採寸会など

3	利用申請者が生業として、受講料や月謝、参加費を徴収（事前若しくは事後に徴収する場合を含む。）し、催し物を行う場として利用する場合

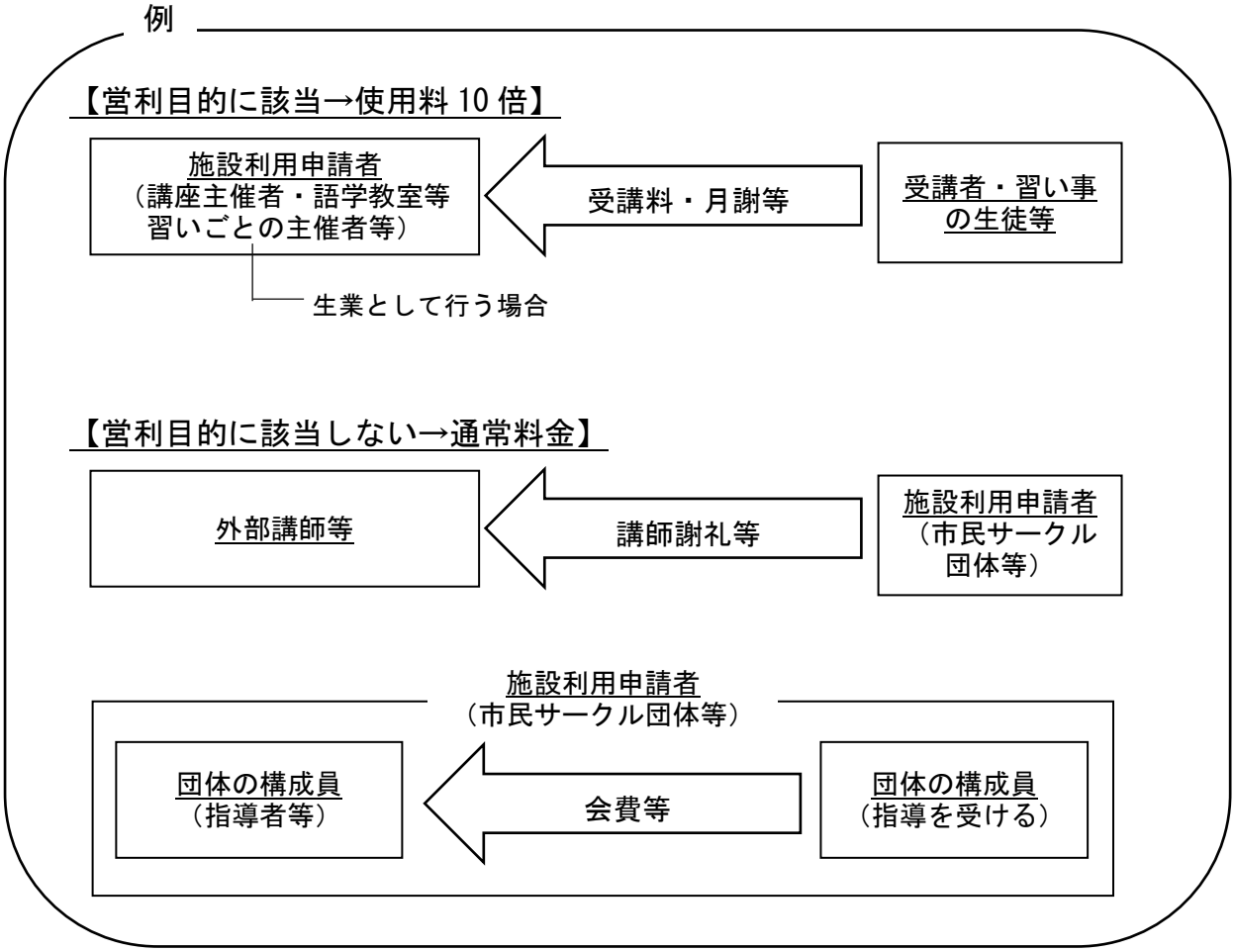
【該当するもの】

生業として行う有料の講座・教室など、施設の利用申請者（主催者）が受講料や謝礼を受け取る場合

【該当しないもの】

団体外の講師等を招聘し、謝金を支払う地域住民有志によるサークル活動など、謝礼を払う側が施設の利用申請者（主催者）である場合、団体内で会費等を設定しているスポーツや文化などの定期的な練習、稽古など

例



4	入場者と契約行為を行う場として利用する場合

【該当するもの】
商品の展示・即売会など

5	販売、放送または放映することを目的として、撮影・録音、録画の場として利用する場合

【該当するもの】
ロケ、写真集の撮影など

注意事項

シティプロモーション（地域の魅力を市内外に情報発信すること）に関わる利用については、使用料を免除できる場合があるため、施設所管課へご連絡願います。

6	顧客を対象にした催事や会議を行う場として利用する場合

【該当するもの】
顧客に対する製品のキャンペーンイベントなど

7	委任、代理、請負、取次等の関係にあるものを対象とした催事や会議等を行う場として利用する場合

【該当するもの】
請負業者に対する説明会など

8	企業が行う活動のうち、その効果が企業に帰属するもの

【該当するもの】
企業の採用面接、会議・社員研修（直接的に利益につながるもの）など
【該当しないもの】
社員の健康診断（市の健康診断との整合性を図るため）、会議・社員研修（メンタルヘルスケア、ハラスメント防止研修など直接的に利益につながらないもの）など

9	その他、金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為

（４）　使用料（キャンセル料）の納付・返還について

各施設の使用料は、それぞれの設置条例に基づき、利用者から納付をいただくものですが、いわゆるキャンセル料については、現時点で定めていないため、

利用しなかった際の使用料（キャンセル料）は発生しません。

なお、施設設置条例において「既に納付された使用料は、返還しない」と定めている施設で、使用料が前納されている場合は、原則として既に納付いただいた使用料は返還しないこととしております。

ただし、災害などの不可抗力により利用ができなかった場合については、返還する場合があります。

３　減免関係

施設の使用料は、その施設を利用され受益を受ける方に等しく負担していただき、施設の維持管理経費に充当し、運用しているものですが、活動内容等に公益性又は公共性が高いものである場合は、例外的に使用料の全部又は一部を免除することができます。

公益　：社会一般の利益。公共の利益。　（明鏡国語辞典第二版より）
公共　：社会一般、民衆全体にかかわること。　（明鏡国語辞典第二版より）

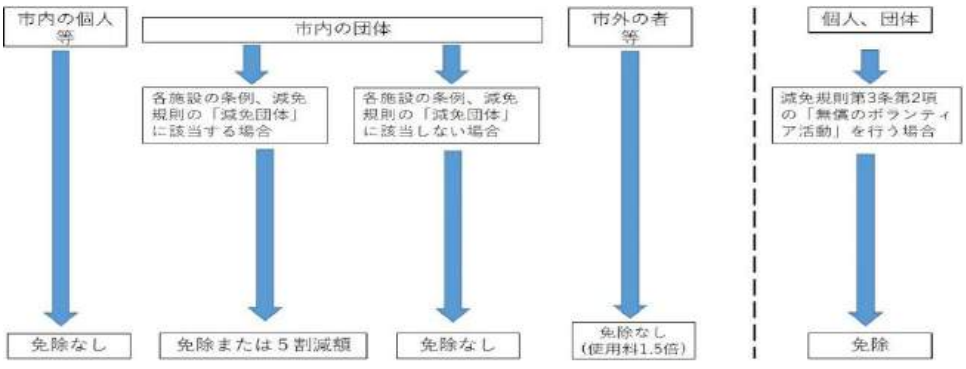
（１）　減免の判断

①　減免の根拠

施設使用料の減免については、各施設の設置条例において、「減免することができる場合」とその「額」について規定しています。

区分	免除額
市が、主催又は共催する場合	免除
市内の学校、幼稚園及び保育所等が利用する場合	免除
社会福祉団体、社会教育団体及び産業経済団体等が利用する場合	免除又は５割減額
その他市長が、必要と認める場合 ※規則で規定	免除又は５割減額

②　減免フロー



（２）無償のボランティア活動（登米市公の施設の使用料の減免等に関する規則第３条第２項）

【減免規則抜粋】
第３条　（略）
２　市長は、次の各号のいずれにも該当するものについて使用料を免除することができる。ただし、附帯設備使用料（夜間照明、シャワー、トレーニング機器その他の附帯設備の使用料をいう。以下同じ。）は、この限りでない。
(1)　無償（活動に伴う経費の実費に相当する金額のみを徴収する場合を含む。）のボランティア活動を行う個人又は団体であること。
(2)　次に掲げるいずれかに該当すること。
ア　人に対する支援を行う活動である場合にあっては、支援を受ける対象に市内に住所を有する者が半数以上含まれること。
イ　人に対する支援以外の活動である場合にあっては、活動の実施場所が市内であること。
(3)　営利を目的とした事業又はこれに類する活動を行うものではないこと。
(4)　政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動を行うものではないこと。
３・４　（略）

本規定は、個人団体であるかを問わず、減免規則第３条第２項の規定を満たす無償のボランティア活動を行う場合については、施設使用料を免除することができることとしたもので、これは５割減額の減免適用団体であっても同じ取扱いとなります。

なお、免除の対象範囲は、ボランティア活動にかかる時間のほか、活動当日の準備、リハーサル、片付けにかかる時間を含みます。ただし、事前に行われる打合せや練習などについては、免除の対象外となります。

＜参考例＞
８月 10 日　13：00～14：00　ボランティア活動に係る打合せ
８月 20 日　18：00～20：00　ボランティア活動に係る練習
８月 25 日　10：00～13：00　準備、リハーサル
８月 25 日　13：00～15：00　ボランティア活動
８月 25 日　15：00～16：00　片付け

免除対象外
免　除

＜利用方法・利用申請＞

① 利用申請者は、仮予約時又は利用申請時に無償のボランティア活動である旨を伝えてください。

なお、利用申請書に、当該活動内容が分かる書類（写し）を提出願います。

また、当該ボランティア活動に係る収支予算がある場合は、予算書（写し）についても提出願います。（収支予算がない活動の場合は、提出不要）

② 施設管理者及び利用申請者双方で、「申請時のチェックリスト」をもとに、無償のボランティア活動に該当するか確認願います。

③ 施設管理者は、無償のボランティア活動に該当するか否かを利用申請者へ回答してください。

なお、提出書類以外に、不足する書類がある場合は、利用申請者へ必要となる書類（写し）の提出を求めてください。

④ 利用申請者は、施設管理者から、不足する書類の提出を求められたときは、利用申請書提出時（遅くとも利用当日）に、提出願います。

◇申請時のチェックリスト

免除基準		申請者確認欄	管理者確認欄
1	無償のボランティア活動を行うものである。（活動に伴う経費の実費弁償は、無償の範囲内とする。）	□	□
2	人に対する支援の場合（対人のボランティア活動の場合） ボランティア活動の対象者（支援を受ける対象者）に登米市内の者が半数以上含まれること。	□	□
	人に対する支援以外の場合（対人のボランティア活動以外） 活動の実施場所が登米市内であること。	□	□

※ 「２」はいずれか該当する項目を確認すること

※ 利用申請書のほか、当該活動内容の分かる書類（チラシ等）、収支予算書（収支予算がある場合のみ。）を添付すること

※ 上記基準以外に

・営利を目的とした事業又はこれに類した活動を行うものではないこと

・政治活動、宗教活動又はこれらに類した活動を行うものではないことが前提となります。

【無償のボランティアの定義】

無償のボランティアについては、活動に伴う経費の実費に相当する金額のみを徴収する場合を含むこととしておりますが、その範囲は当該活動における、収入（参加費等）から支出（支出対象経費）を差し引いた残金の割合が収入の 20%以下の場合を指すこととします。

ただし、残金の割合が 20%以下の場合でも、ボランティアを行う者が謝礼を受け取った場合は、無償のボランティアには該当しません。

なぜ 20%なのか

補助金等の交付においては、20%以下の金額の変更は軽微な変更とみなす場合が多いため、この数値を参考としたものです。

※ 支出対象経費の例：車代、材料費、食事代、事務費、寄附　など

※ 活動に伴う経費の実費（実費弁償）の範囲の参考

活動に必要な経費として、ボランティア活動に係る車代、材料費、食事代などを想定しています。

基準として、車代は１km あたり 25 円（登米市職員等の旅費に関する条例より）、食事代であれば飲み物代を含め 1,000 円程度が目安となります。

【免除となる具体例（無償のボランティアに限る。）】

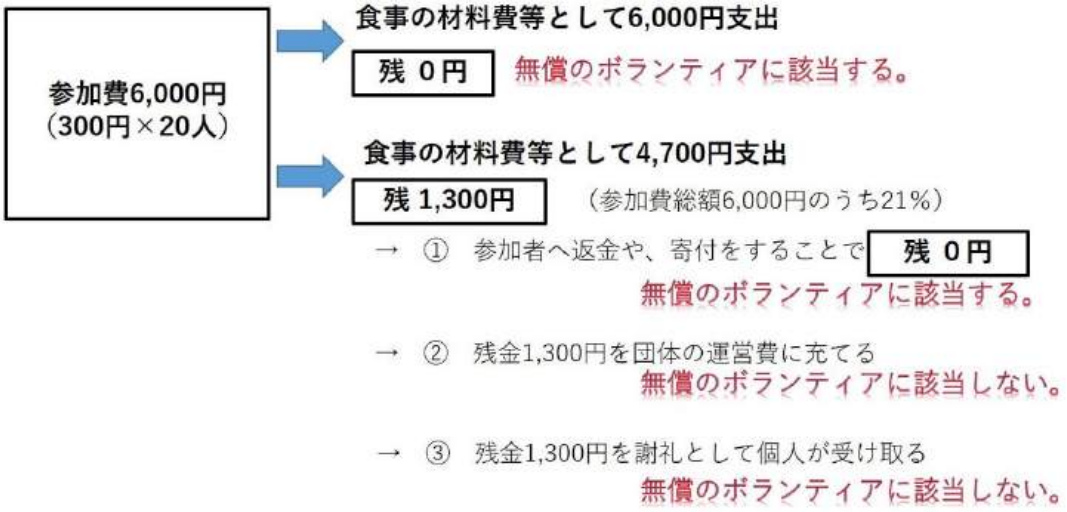
・子ども食堂
・子育て相談
・生活相談、行政相談、調停相談、法律相談
・障害のある子どもへのケア活動、高齢者や障がい者への支援
・点訳、音訳、手話通訳ボランティア
・学習支援、本の読み聞かせイベント
・不登校などを対象とした居場所づくり
・交流活動
・市民を対象として開催される無料のコンサート
・自然保護活動　など

【免除とならない具体例】

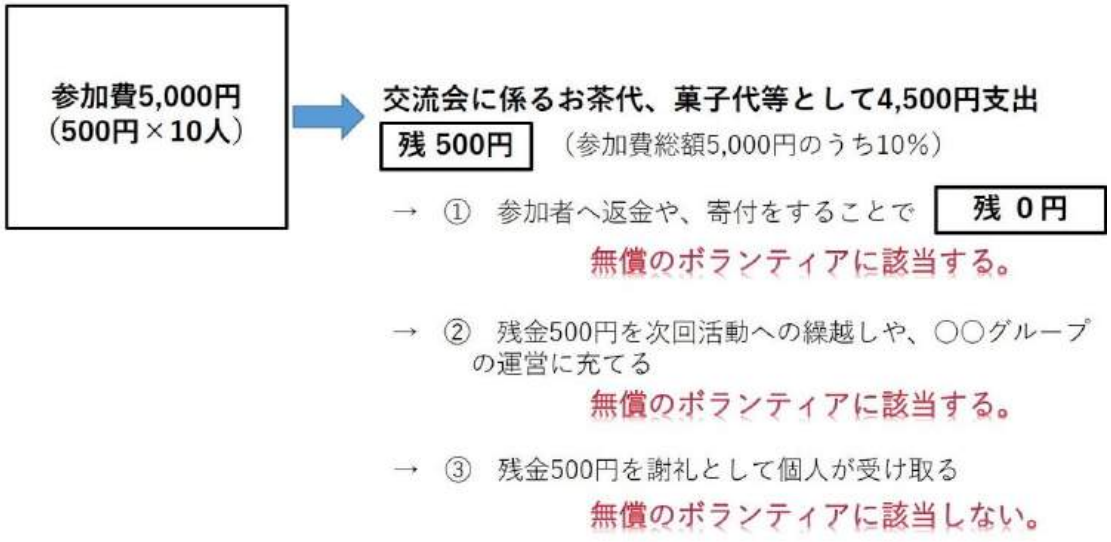
・有償のボランティア活動
・申請者又は申請団体の定期的な活動（定期練習会等）
・ボランティア活動のために行われる練習
・参加者の親睦や趣味・余暇活動（親睦会、懇親会等）
・〇〇教室（通常受講料が発生するもの）の無料体験レッスン　など

【パターン例】

例１）地区の高齢者（20人）を対象とした会食ボランティアを行う場合



例２）○○グループが地域の子どもたちと交流会を行う場合



（３）規則別表に定める減免団体

規則で定める減免適用団体は以下のとおりです。

減免団体 （数字は後述説明番号）			使用料（附帯設備使用料を除く。）の減免	附帯設備使用料の減免	備考
公共団体		市　…①	免除	免除	
		県	５割減額	—	
公共的団体	行政関連団体	行政区会・自治会　…②	免除	—	これに類する団体を含む。
		防災・防犯団体	免除	—	
		衛生・交通安全団体	免除	—	
		納税貯蓄組合	免除	—	
		民生児童委員協議会	免除	—	
		保護司会	免除	—	
		更生保護女性会	免除	—	
		自衛隊家族会	免除	—	
		農作物防疫協議会	免除	—	
		食生活改善推進員協議会	免除	—	
		統計調査員協議会	免除	—	
		人権擁護委員協議会	免除	—	
	社会福祉団体	社会福祉協議会	５割減額	—	
		母子福祉協会	５割減額	—	
		共同募金会	５割減額	—	
		日本赤十字社	５割減額	—	
		障害者団体　…③	５割減額	—	障害者手帳所持者の団体
		子育てサークル　…④	５割減額	—	

		福祉ボランティア　…⑤	５割減額	―	
		遺族会	５割減額	―	
	社会教育団体	文化協会　…⑥	免除	―	加盟団体を除く。
		体育協会　…⑦	免除	―	加盟団体を除く。
		無形文化財･民俗文化財保持団体　…⑧	免除	―	国、県又は市の指定を受けた団体及び市民俗芸能協会に限る。
		子ども会・育成会	免除	―	
		地域クラブ活動団体　…⑨	免除	免除	
		スポーツ少年団　…⑩	免除	免除（夜間照明の使用料に限る。）	
		総合型地域スポーツクラブ	免除	―	
		ジュニアリーダー	免除	―	
		青年会	免除	―	
		婦人会	免除	―	
		老人クラブ	免除	―	
		青少年のための市民会議	免除	―	各支部を含む。
		PTA　…⑪	免除	―	
		B&G 海洋クラブ	免除	―	
	地域振興団体	コミュニティ　…⑫	免除	―	
		国際交流協会	免除	―	
		ライオンズクラブ	５割減額	―	
		ロータリークラブ	５割減額	―	
		青年会議所	５割減額	―	
	産業経済団体	観光物産協会	５割減額	―	
		産業振興会	５割減額	―	
		グリーンツーリズム推進協議会	５割減額	―	

		消費者団体	５割減額	―	
		認定農業者連絡協議会	５割減額	―	
		農産加工者連絡協議会	５割減額	―	
		農業生産組織協議会	５割減額	―	
		４Ｈクラブ	５割減額	―	
		生活研究グループ	５割減額	―	
		商工会	５割減額	―	
		土地改良区	５割減額	―	
		農業協同組合	５割減額	―	
		農業共済組合	５割減額	―	
		森林組合	５割減額	―	
		漁業協同組合	５割減額	―	
学校関係等		小・中学校（部活動を含む。）…⑬	免除	免除	
		高等学校（部活動を含む。）…⑬	免除	免除	
		特別支援学校	免除	免除	
		幼稚園（公立）	免除	免除	
		幼稚園（民間）	免除	免除	教育活動を行うための利用に限る。
		保育施設（公立）	免除	免除	
		保育施設（民間）	免除	免除	保育事業を行うための利用に限る。
		認定こども園（公立）	免除	免除	
		認定こども園（民間）	免除	免除	教育活動及び保育事業を行うための利用に限る。
その他団体		公益社団法人・公益財団法人…⑭	５割減額	―	

① 【公共団体】市

ア 市が主催する行事やその行事に関する会議等で利用する場合

・ 市が主催する事業・会議・研修会については免除とします。

「市」には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、消防、議会、諮問機関、市が事務局を担う委員会、会議等を含む。

イ 市が事業を共催する場合

・ 市が事業を共催する場合は、市が共同主催者としての責任を一部分担することから、その事業に係る施設の利用については免除とします。

ウ 市から委託等を受けて、事業を実施するために利用する場合

・ 市から委託等を受けて各種団体が施設を利用する場合も、市が共同主催者としての責任を一部分担することから免除とします。

エ 市から協力要請を受けて各種団体が施設を利用する場合

・ 災害時などに市から協力要請を受けて各種団体が施設を利用する場合は免除とします。

② 【行政関連団体】行政区会・自治会（備考：これに類する団体を含む。）

・ 行政区が主催する会議・イベントは、免除となります。
・ 自治会、町内会、常会、〇〇区会など地域によって呼称が異なるため、これに類する団体も免除となります。
・ 行政区の一部の人が行う個人的な趣味的活動は、免除の対象外となります。

③ 【社会福祉団体】障害者団体（備考：障害者手帳所持者の団体）

・ 各手帳所持者とその介護者で構成する団体が、障害者支援を目的に活動するため、施設を利用する場合は５割減額となります。

④ 【社会福祉団体】子育てサークル

・ 子育て中の親同士の交流や親子で遊んだりすることを通して交流する団体が活動する場合は５割減額となります。

⑤ 【社会福祉団体】福祉ボランティア

・ 子ども、高齢者、障がい者などを対象としたボランティアを活動の主と

する団体は、５割減額となります。

⑥　【社会教育団体】文化協会（備考：加盟団体を除く。）

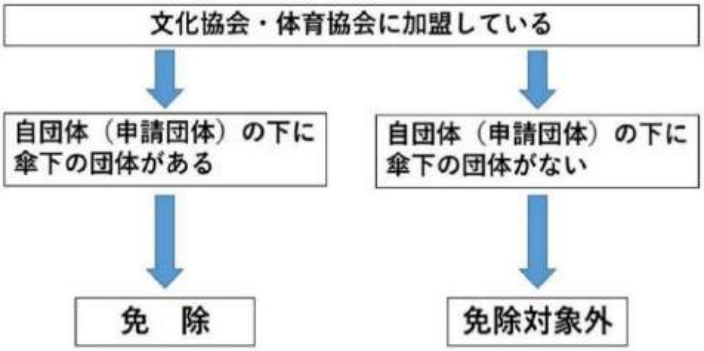
・ 登米市文化協会、地区文化協会及び各部会は、免除となります。ただし、傘下の加盟団体は、免除の対象外となります。

・ 登米市文化協会、地区文化協会及び各部会が共催する場合は、免除となります。

⑦　【社会教育団体】体育協会（備考：加盟団体を除く。）

・ 登米市体育協会、地区体育協会及び各競技協会は、免除となります。ただし、傘下の加盟団体は免除の対象外となります。

・ 登米市体育協会、地区体育協会、競技協会が共催する場合は、免除となります。



⑧　【社会教育団体】無形民俗文化財団体（備考：国、県又は市の指定を受けた団体及び市民俗芸能協会に限る）

・ 国、県又は市の文化財指定を受けている団体が文化の継承のため行う活動及び登米市民俗芸能協会は、免除となります。

⑨　地域クラブ活動団体

・ 市から認定された地域クラブ活動団体は、学校の部活動と同様、免除となります。

⑩　【社会教育団体】スポーツ少年団

・ 児童・生徒が練習、大会等のため利用する場合は免除となります。

・ 親の会が主催する会議などについては、免除の対象外となります。

⑪　【社会教育団体】ＰＴＡ

・ 地区ＰＴＡ、学年ＰＴＡ、学級ＰＴＡを含み免除となります。

⑫　【地域振興団体】コミュニティ

・ 登米市コミュニティ推進連絡協議会に所属する団体及び公民館･ふれあいセンターの指定管理者が利用する場合は、免除となります。

⑬　【学校関係】小中学校（部活動を含む。）、高等学校（部活動を含む。）

・ 児童・生徒が練習、大会等のため利用する場合は、免除となります。

・ 親の会が主催する会議などについては、免除の対象外となります。

⑭　公益社団法人・公益財団法人

・ 法人格が公益社団法人･公益財団法人である法人は５割減額となります。

※　減免適用団体は、原則として市内の団体に限ります（無償のボランティア活動を除く。）

様式第1号(第2条関係)

≪参　考≫　無償のボランティア活動の場合の記載例

※　申請者は太線内のみ記入すること。

登米市公民館利用許可申請書 兼使用料減免申請書 登米市教育委員会　殿　　令和５年８月１日	申請者	住　所　登米市迫町佐沼字中江２－６－１ 団体名　★☆★ 氏　名　登米　太郎　　Tel　123-456-7890	利用者区分 ①　登米市内 2　登米市外

利用目的	地区高齢者との交流会とそれに伴う打合せ	入場料徴収の有　(無)	(無)・有(1人　　円)
減免理由	減免規則第３条第２項の規定による（ボランティア活動当日のみ）		

利用日時(利用する部屋ごとに記入)	利用する部屋名に○印									利用予定人員	使用料内訳
	部屋①	部屋②	部屋③								
令和５年８月10日(木曜)13時00分～14時00分	○									5	使用料　(300円)×(１時間)＝300円 付帯料金(　　円)×(　　時間)＝
令和５年８月20日(日曜)18時00分～20時00分	○									4	使用料　(300円)×(２時間)＝600円 付帯料金(　　円)×(　　時間)＝
令和５年８月25日(水曜)10時00分～16時00分			○							20	使用料　(900円)×(６時間)＝5,400円 付帯料金(　　円)×(　　時間)＝
											使用料(　　円)×(　　時間)＝ 付帯料金(　　円)×(　　時間)＝

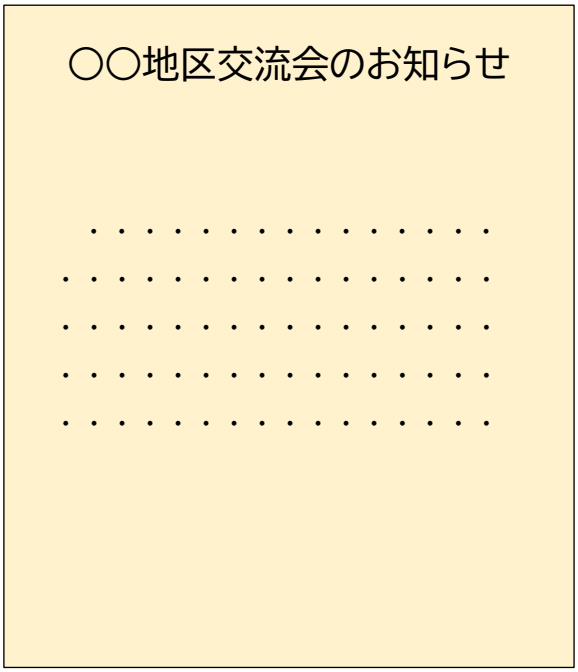
免除対象外：事前打合せ

免除対象：ボランティア当日(準備・片付けを含む時間)

備考		利用許可伺		合　計	6,300円
決裁	施設長 / 担当	登米市公民館管理規則第3条の規定により、上記のとおり利用を許可してよろしいか伺います。 登米市公の施設の減免等に関する規則第4条第1項の規定により、右記のとおり使用料を減免してよろしいか伺います。		減　免	1　全額免除 ②　5,400円
				納付額	900円

○無償のボランティア活動における添付書類例

・活動内容がわかる書類（チラシ、おしらせなど）



・予算書（収支予算がある場合）

予算書

参加費	6,000 円 （300 円×20 人）
収入合計	6,000 円

飲食代	3,000 円
記念品代	3,000 円
支出合計	6,000 円

収入 6,000 円－支出 6,000 円＝残 0 円

無償のボランティア活動確認票

収入の部(A)	内訳		数量等
	参加費		4,000 円
	団体の運営費		1,000 円
	寄附金		1,000 円
	収入合計	(A)	6,000 円

支出の部(B)	内訳		数量等
	材料費		3,000 円
	食事代		0 円
	車代		700 円
	消耗品費		800 円
	寄付		1,000 円
	支出合計	(B)	5,500 円

残金	(C)=(A)-(B)	500 円
収入から支出を差し引いた残金の割合	(D)=(C)÷(A)	8.33%
判定基準	20.00%	
判定	無償のボランティアに該当	

エクセルにて金額などの必要事項を入力し、無償のボランティア活動に該当するかを確認する際にご活用ください。

４　質問集（Ｑ＆Ａ）

ガイドライン作成に当たり利用者等の皆様から頂いた質問のうち、主要な意見に対する質疑応答を掲載しています。

◆予約関係◆

Ｑ　自然災害、異常な感染症等の発生により、市や市教育委員会より中止の指示が出た場合は、活動の中止や延期の措置をとりますが、その場合の利用申請の取扱いはどうなりますか。

Ａ　災害による避難所設置や感染症に伴う施設の閉館などの場合は、予定していた活動は中止していただきますので、必要に応じて再度日程調整の上、利用申請をお願いすることとなります。

Ｑ　予約可能な期間内に多くの日数を予約し、直前にキャンセルをする団体や、キャンセルの連絡もなく利用しない団体などがあると聞き及んでいます。このような団体へ何らかの対応はできませんか。

Ａ　市において、利用制限などの対応はできませんが、より多くの方に施設を利用していただくためにも、他の利用者の妨げとなるような行動をとることのないよう、当該利用者に指導を行って参ります。

Ｑ　予約時期や予約方法について市で統一できませんか。

Ａ　予約の時期や方法については、施設利用状況の違いなどから、統一はしていません。

なお、それぞれの施設において効率的な方法で対応いただいているところですが、多くの施設では、予約は２ケ月前から電話で仮予約を行い、利用当日までに申請書を提出する場合が多いようです。

◆使用料（利用料）の取扱い◆

Ｑ　使用料を前納してキャンセルした場合の使用料の取扱いはどうなりますか。

Ａ　原則として、既納の使用料は返還しない取扱いとなります。

例外としては、屋外施設で雨天により使用できなかった場合など、使用できなかった原因が天候や災害などの不可抗力によるものである場合は、再度日程調整を行うか、使用料を返還することとしております。

Q　減免適用団体がキャンセルをした場合の使用料の取り扱いはどうなりますか。

A　減免適用団体のため使用料は発生しません。ただし、より多くの方に施設を利用いただくため、キャンセルする場合については、早期の連絡にご協力願います。

なお、現時点においては、いわゆるキャンセル料については定めていないため、キャンセル料についても発生しません。

Q　人数の少ない団体が施設を利用する際、個人利用で利用してもよいですか。

A　個人使用料は、各施設設置条例で個人使用料を定めている施設の利用区分のみ該当し、利用するタイミングで施設が空いている場合に専有せずに利用する者に適用するもので、事前予約はできません。

事前に予約をする場合は、人数の多寡に関わらず、通常の利用料の取り扱いとなります。

上記の内容を踏まえ、判断願います。

Q　子供向けの語学教室を行い、講師料を徴収しますが、ほとんどが資料代になります。この場合は営利目的の利用になりますか。営利目的の利用の基準を教えてください。

A　講師自ら生業として行う教室等の開催に係る利用申請や、講師料として月謝等を徴収する場合は、営利目的の利用として取扱います。ただし、市民サークル団体等（愛好会やサークル）が団体外の講師等を招聘し謝金を支払う場合や、団体内で会費等を設定している場合については、営利目的の利用としては取り扱いません。

詳しくは、ガイドライン３ページを参照願います。

Q　市外の者が営利目的で利用した場合の使用料はどうなりますか。

A　通常の使用料を 15 倍した額となります。（市外利用 1.5 倍及び営利利用 10 倍の両方が適用されるため）

◆減免関係◆

Q　市地域包括支援センターの減免の取扱いはどうなりますか。

A　市が委託している事業については、市と同様の取扱いとなり減免（免除）の取扱いとなります。（ガイドライン 15Ｐ）

Q　○○行政区のグラウンドゴルフ練習は減免になりますか。

A　利用申請は主催者が行うことが原則であり、ご質問にある練習が、住民間の交流を目的として、○○行政区の行事や活動として行う場合は減免（免除）となります。

ただし、個人の趣味・余暇活動の利用にとどまる場合は、個人の利用として取り扱うこととなります。

Q　○○町サッカー協会の構成団体は減免になりますか。

A　原則として、町サッカー協会に加盟している個々の団体（チーム）は減免となりません。（※構成団体のうち、部活動、スポーツ少年団などの場合は、減免となります。）

Q　○○町サッカー協会の役員会等で公民館の研修室を利用しているが今後も減免になりますか。

A　減免となります。

Q　地区体育協会に加盟している各協会が行う大会やイベントは減免になりますか。

A　傘下に加盟団体（個人競技の場合は個人登録）を持つ各競技協会については減免となります。

Q　市○○協会（競技協会）が行う事業は減免になりますか。

A　傘下に加盟団体（個人競技の場合は個人登録）を持つ協会（競技協会）については減免となります。

Q　文化協会、体育協会の減免について、下部組織をもつ団体は減免とのことですが、下部組織の事業に上部組織が共催として入った場合は減免の取り扱いはどうなりますか。

A　減免となります。

Q　体育協会において、競技の性質上、傘下に存在するのが団体でなく、個人である協会があります。この場合、傘下に団体がある協会と同じ取扱いをしてよろしいですか。

A　お見込みのとおりです。競技の性質上、個人登録をとりまとめている協会は、その個人を傘下とみなし、傘下に加盟団体がある協会と同様、減免の対象とする取扱いとなります。

Q　○○チームの練習（○○チームが主催）→減免対象外
　○○、△△の合同練習（○○、△△が主催）→減免対象外
　○○、△△の合同練習（地区野球協会が主催）→減免
という認識で合っていますか。

A　お見込みのとおりです。

Q　スポーツ少年団や部活動で、児童や生徒が練習をしている最中に親のみで部屋を借りて会議を行った場合の減免の取扱いはどうなりますか。

A　減免の対象外となります。

Q　スポーツ少年団や部活動の親の会は減免になりますか。

A　親の会については、減免適用団体ではないため減免の対象外となります。

Q　スポーツ少年団として減免が適用になるのは団体として活動する場合だけですか。団員が各々で個人的に利用する場合も減免になりますか。

A　スポーツ少年団員の個々人が利用する場合は、減免の対象外となります。

Q　○○長生会、○○長生会連合会は減免になりますか。

A　「公の施設の使用料の減免等に関する規則」で定める減免適用団体「老人クラブ」に該当し、減免（免除）となります。

Q　○○老人クラブ連合会が練習などで利用する場合も減免になりますか。

A　申請は主催者が行うことが原則であり、ご質問にある練習が、連合会の会員間の交流を目的として○○老人連合会の行事や活動として行う場合は減免（免除）となります。ただし、個人の趣味・余暇活動の利用にとどまる場合は、個人の利用として取り扱うこととなります。

Q　学校の部活動で利用する場合の申請方法（申請者名、押印の要否）を教えてください。

A　学校長名での申請をお願いします。

なお、令和４年度からは、申請書類への押印を省略できることとなっております。

Q　手話サークルは減免になりますか。

A　減免規則別表（福祉ボランティアや障がい者団体）に記載される団体及び無償のボランティア活動に該当する場合は減免となります。

Q　無償のボランティア活動の減免は、市外の者も減免対象となりますか。

A　要件（ガイドライン８Ｐ）を満たした場合は、主催団体が市外の者である場合でも、減免となります。

５　資料

○登米市公の施設の使用料の減免等に関する規則　（条文抜粋）

（趣旨）

第１条　この規則は、別に定めるもののほか、公の施設の使用料（以下「使用料」という。）の減免等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　この規則において、公の施設とは、次に掲げる条例に規定する施設をいう。

(1)　登米市南方住民情報センター条例（平成17年登米市条例第21号）

(2)　登米市豊里鴇波コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第25号）

(3)　登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）

(4)　登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）

(5)　登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第89号）

(6)　登米市海洋センター条例（平成17年登米市条例第101号）

(7)　登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）

(8)　登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）

(9)　登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156号）

(10)　登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）

(11)　登米市津山林業総合センター条例（平成17年登米市条例第178号）

(12)　登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）

(13)　登米市勤労青少年ホーム条例（平成17年登米市条例197号）

(14)　登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）

(15)　登米市中田生涯学習センター条例（平成18年登米市条例第63号）

(16)　登米市ふれあいセンター条例（平成17年登米市条例第87号）

(17)　登米市市民活動支援センター条例（令和５年登米市条例第26号）

(18)　登米市長沼ボート場クラブハウス条例（平成30年登米市条例第27号）

（使用料の減免）

第３条　別表に掲げる団体が公の施設を利用する場合の公の施設に関するそれぞれの条例の規定による使用料の減免は、同表のとおりとする。

２　市長は、次の各号のいずれにも該当するものについて使用料を免除することができる。ただし、附帯設備使用料（夜間照明、シャワー、トレーニング機器その他の附帯設備の使用料をいう。以下同じ。）は、この限りでない。

(1)　無償（活動に伴う経費の実費に相当する金額のみを徴収する場合を含む。）のボランティア活動を行う個人又は団体であること。

(2)　次に掲げるいずれかに該当すること。

ア　人に対する支援を行う活動である場合にあっては、支援を受ける対象に市内

に住所を有する者が半数以上含まれること。

イ　人に対する支援以外の活動である場合にあっては、活動の実施場所が市内であること。

(3)　営利を目的とした事業又はこれに類する活動を行うものではないこと。

(4)　政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動を行うものではないこと。

3　使用料の減免を受けようとする者は、当該施設の利用許可申請書と兼ねた減免申請書を市長に提出しなければならない。

4　市長は、使用料の減免を決定したときは、当該施設の利用許可書と兼ねた減免決定通知書を交付するものとする。

（使用料等の還付）

第4条　市長は、次に掲げる場合は、既に納付した使用料について、施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）の申請により還付することができる。

(1)　利用者の責に帰することのできない事由により利用不能となった場合

(2)　公の施設等に関するそれぞれの条例の規定により市長が利用の承認を取り消した場合

(3)　利用の承認後、利用日の3日前までに利用者から利用の取下げ又は変更の申出があって、市長がこれについて相当の事由があると認めた場合

2　前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3　市長は、使用料の還付を決定したときは、使用料還付決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第5条　第3条、前条及び別表の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び別表中「附帯設備使用料」とあるのは「附帯設備利用料金」と、前条中「使用料還付申請書（様式第1号）」とあるのは「指定管理者が別に定める様式」と、「使用料還付決定通知書（様式第2号）」とあるのは「その旨を記載した通知書」と読み替えるものとする。

（その他）

第6条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

別表（第３条関係）

減免団体			使用料（附帯設備使用料を除く。）の減免	附帯設備使用料の減免	備考
公共団体		市	免除	免除	
		県	５割減額	—	
公共的団体	行政関連団体	行政区会・自治会	免除	—	これに類する団体を含む。
		防災・防犯団体	免除	—	
		衛生・交通安全団体	免除	—	
		納税貯蓄組合	免除	—	
		民生児童委員協議会	免除	—	
		保護司会	免除	—	
		更生保護女性会	免除	—	
		自衛隊家族会	免除	—	
		農作物防疫協議会	免除	—	
		食生活改善推進員協議会	免除	—	
		統計調査員協議会	免除	—	
		人権擁護委員協議会	免除	—	
	社会福祉団体	社会福祉協議会	５割減額	—	
		母子福祉協会	５割減額	—	
		共同募金会	５割減額	—	
		日本赤十字社	５割減額	—	
		障害者団体	５割減額	—	障害者手帳所持者の団体
		子育てサークル	５割減額	—	
		福祉ボランティア	５割減額	—	
		遺族会	５割減額	—	
	社会教育団体	文化協会	免除	—	加盟団体を除く。
		体育協会	免除	—	加盟団体を除く。
		無形文化財・民俗文化財保持団体	免除	—	国、県又は市の指定を受けた団

					体及び市民俗芸能協会に限る。
		子ども会・育成会	免除	—	
		地域クラブ活動団体	免除	免除	
		スポーツ少年団	免除	免除（夜間照明の使用料に限る。）	
		総合型地域スポーツクラブ	免除	—	
		ジュニアリーダー	免除	—	
		青年会	免除	—	
		婦人会	免除	—	
		老人クラブ	免除	—	
		青少年のための市民会議	免除	—	各支部を含む。
		ＰＴＡ	免除	—	
		Ｂ＆Ｇ海洋クラブ	免除	—	
	地域振興団体	コミュニティ	免除	—	
		国際交流協会	免除	—	
		ライオンズクラブ	５割減額	—	
		ロータリークラブ	５割減額	—	
		青年会議所	５割減額	—	
	産業経済団体	観光物産協会	５割減額	—	
		産業振興会	５割減額	—	
		グリーンツーリズム推進協議会	５割減額	—	
		消費者団体	５割減額	—	
		認定農業者連絡協議会	５割減額	—	
		農産加工者連絡協議会	５割減額	—	
		農業生産組織協議会	５割減額	—	
		４Hクラブ	５割減額	—	
		生活研究グループ	５割減額	—	
		商工会	５割減額	—	
		土地改良区	５割減額	—	
		農業協同組合	５割減額	—	
		農業共済組合	５割減額	—	

		森林組合	５割減額	―	
		漁業協同組合	５割減額	―	
学校関係等		小・中学校（部活動を含む。）	免除	免除	
		高等学校（部活動を含む。）	免除	免除	
		特別支援学校	免除	免除	
		幼稚園（公立）	免除	免除	
		幼稚園（民間）	免除	免除	教育活動を行うための利用に限る。
		保育施設（公立）	免除	免除	
		保育施設（民間）	免除	免除	保育事業を行うための利用に限る。
		認定こども園（公立）	免除	免除	
		認定こども園（民間）	免除	免除	教育活動及び保育事業を行うための利用に限る。
その他団体		公益社団法人・公益財団法人	５割減額	―	

≪参考≫　登米市公の施設の使用料の減免等に関する規則に規定される減免団体の目的等

本表は、市で把握している「登米市公の施設使用料の減免等に関する規則」別表に掲げる団体の団体名、概要、活動内容を整理したものとなります。
障がい者団体、子育てサークル、福祉ボランティアなどは市で把握している団体は記載しておりますが、市で把握をしていない団体も存在すると思われます。
そのため、本表に記載がない団体以外でも減免対象の団体が存在する場合は、活動目的などから減免の判断をお願いいたします。

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
公共団体	市	免除	免除		登米市	—	—
	県	5割			宮城県	—	—
行政関連団体	行政区会・自治会	免除		これに類する団体を含む。	市内各行政区（自治会、町内会などの団体も含む。）	①行政区の円滑な運営、住民相互の交流等 ②行政区における総会、清掃、交通安全、防災、夏祭り等	行政区の円滑な運営、住民相互の交流等を目的として行われる清掃、交通安全、防犯、夏祭り等の各種事業。
	防災・防犯団体	免除			各地区自主防災組織	①住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ること。 ②防災に関する知識の普及・啓発、防災訓練の実施等	・地域住民を対象とした防災研修会、防災訓練 ・防災活動に関する各種会議
					各地区自主防災組織連絡協議会	①自主防災組織間の連携を高め、相互の連絡調整を図ることにより地域の防災体制の充実強化に寄与すること。 ②防災に関する知識の普及・啓発、防災訓練の実施等	・地域住民を対象とした防災研修会、防災訓練 ・防災活動に関する情報交換会、各種会議
					・各地区防犯協会連合会 ・各地区防犯協会	①犯罪のない地域づくりを図る ②防犯対策の啓発活動	・市民を対象とした防犯教室、防犯講習会等 ・防犯活動の振興に関する意見交換会等
					登米市消防団	①火災・水害・その他の災害時における消防の任務 ②生命、身体並びに財産の救護及び、水火災の防御並びに鎮圧	目的の達成並びに事業実施に必要な各種訓練、指導、警戒、広報活動等
					登米市消防後援会	①登米市消防団の後方を支援する機関で、災害発生時の消防活動の支援並びに予防活動の支援 ②各種災害・事業実施時の消防団活動の支援、災害予防・防止の普及、防災知識の習得・訓練	目的の達成並びに事業実施に必要な各種研修会・講習会等
					・登米市婦人防火クラブ ・各地区婦人防火クラブ	①各家庭や地域、そして登米市から火災を無くし、災害のない街づくりを推進する。 ②各種研修会への参加、防火診断や火災予防広報等を実施。	目的達成のために必要な事業並びに研修会及び講習会
					登米市危険物安全協会	①会員相互の連絡協調を図り、関係法令その他消防各般事項の研究を目的とする。 ②危険物の安全・火災予防や施設の改善に関すること、及び火災予防の宣伝を実施する。	目的達成のために必要な事業並びに研修会及び講習会
	衛生・交通安全団体	免除			各地区交通安全協会	①交通事故のない地域づくりを図る ②交通安全の啓発活動	・市民を対象とした交通安全教室、講習会等 ・交通安全活動の振興に関する意見交換会等
					各地区交通安全母の会		
					登米市交通安全対策協議会		
					・登米市公衆衛生組合連合会 ・各地区公衆衛生組合	①登米市各地区単位の公衆衛生組合連合会の連絡協調を図り、その組織活動を助長し保健衛生の向上を期することを目的としている。 ② ・公衆衛生大会の開催 ・優良地区公衆衛生組合並びに功労者の表彰 ・地区公衆衛生組合の育成指導並びに情報の交換　他	・会員等を対象とした公衆衛生大会 ・会の定期的な会議、総会等 ・会員等を対象とした公衆衛生に関する各種研修会
	納税貯蓄組合	免除			・登米市納税貯蓄組合連合会 ・各地区納税貯蓄組合連合会	①単位納税組合の健全な発展と、納税思想の普及・公用に努めると共に、徴税機関と密接な連携を図り、地方自治の確立に寄与する ②納税啓発の奨励 ・単位組合の育成 ・徴税機関及び支部連合会相互の連絡協調 ・納税表彰に関すること ・租税教育の推進	・納税表彰式（組合長・納税組合・中学生の「税についての作文」表彰） ・登米市納税貯蓄組合連合会総会
	民生児童委員協議会	免除			・登米市民生委員児童委員協議会 ・各地区民生委員児童委員協議会	①登米市内の各地区民生委員児童委員協議会の相互連携と活動の充実及び資質の向上と親睦をはかることを目的とする。 ②会の趣旨及び目的に則った会議、研修会、交流会等	会の趣旨及び目的に則った会議、研修会、交流会等公益性のある活動
	保護司会	免除			登米南三陸保護司登米分会	①犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図る ②犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動、保護観察、犯罪予防等	・市民を対象とした更生保護に係るフォーラム等 ・更生保護活動の振興に関する意見交換会等

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
	更生保護女性会	免除			登米地区更生保護女性会	①犯罪をした人や非行に陥った青少年の立ち直りを支援すると共に犯罪や非行のない明るい社会を作ることに貢献する ②保護観察者に対する援助活動、更生保護に対する支援、犯罪予防活動、施設訪問、研修会等	・市民を対象とした更生保護に係るフォーラム等 ・更生保護活動の振興に関する意見交換会等
	自衛隊家族会	免除			・登米市自衛隊父兄会 ・各地区自衛隊父兄会	①自衛官及び自衛官候補生募集事務の推進 ②総代会、役員会、移動研修会、自衛隊入隊者激励会	・登米市自衛隊父兄会総代会に付議すべき事項及び会の運営に関し必要となる事項を議決するための役員会 ・登米市自衛隊父兄会の予算、決算等を議決するための総代会 ・自衛隊入隊者激励会
	農作物防疫協議会	免除			登米市農作物防疫協議会	①農作物病害虫防除実施方針及び防除実施計画を樹立し、農作物の病害虫の発生動向に対応する効果的防除、農薬の安全使用対策、農業・農村環境への影響等に関する協議を行い、農作物の安定生産と品質向上等に資することを目的とする。 ②総会、幹事会、監査会、研修会、各支部への事業費交付。	会議、研修会、講演会
	食生活改善推進員協議会	免除			登米市食生活改善推進員協議会	①食生活改善活動を行う全国組織の団体。登米市の食生活改善活動を実施。 ②市民対象の伝達講習会・研修会・イベントの開催・家庭訪問	市民を対象とした地区伝達講習会、親子の食育教室、男性の料理教室、介護予防、肥満予防教室等の開催。
	統計調査員協議会	免除			登米市統計調査員協議会	①統計思想の普及及び統計事務の研究・改善並びに会員相互の親睦を図る ②会員を対象とした研修会を開催	全体研修会及び支部研修会
	人権擁護委員協議会	免除			登米市人権擁護委員協議会	①市民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努める。 ②特設人権相談所、人権教室の開催、人権作文・人権ポスター、各種研修会、啓発活動	人権擁護に係る会議、行事等
社会福祉団体	社会福祉協議会	5割			・社会福祉法人登米市社会福祉協議会	①地域福祉の推進 ②各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力	デイサービス、配食サービス等社会福祉を目的とした各種事業及び普及啓蒙のための各種教室等
	母子福祉協会	5割			・登米市母子福祉連合会 ・各地区母子福祉会	①市内の母子福祉会が相互に連携し合い、健全な活動を促進して、母子及び寡婦家庭の福祉の増進を図るため。 ②母子寡婦交流会、各種研修会	会議、交流会、研修会
	共同募金会	5割			登米市共同募金委員会	①高齢者や障害者に対する福祉の充実、地域福祉活動の啓発や推進 ②募金活動、募金の配分	共同募金に係る会議、行事
	日本赤十字社	5割			日本赤十字社宮城県支部登米市地区	①赤十字事業及び赤十字運動の円滑な推進を図る。 ②復興支援事業及び災害救助活動	各分区活動の会議、研修
	障害者団体	5割		障害者手帳所持者の団体	登米市障がい者福祉協会	①登米市内の障がい者の把握と相談、福祉増進を図るとともに、会員相互の親睦を深める ②障がい者への相談、研修会・身障者スポーツ大会の開催及び交流事業	身障者スポーツ大会 身障者やその家族等をを対象とした交流事業
					手をつなぐ育成会	①心身障害児の福祉増進と会員の相互扶助 ②心身障害者問題・知的障害者福祉に関する研修会の開催。	会員を対象とした意見交換会（ふれあいトーク）
	子育てサークル	5割			市内子育てサークル	①親同士の交流を持ち、子どもたちの健やかな育ちを促進するため。 ②会員を対象とした研修会・交流会	親の交流会、子どもの玩具作り・おやつ作り
					子育てサポーター てって（迫）	①登米市の子育て支援を推進するため ②小学生対象の読み聞かせやイベントを開催	・公民館や公共主催の各種講座の託児 ・市内の親子（幼児）を対象にした「あつまれ！元気っ子」の開催
					図書館ボランティアだっこ・ラッコ （迫）	①登米市の子育て支援を推進するため ②図書館での読み聞かせを開催	市内の親子や児童を対象に月2回「おはなし会」を開催
					登米児童館母親クラブ みらい子育てネットとよま（登米）	①登米市の子育て支援を推進するため ②児童館への行事支援ボランティア	・児童館事業や子支援事業での行事のお手伝い ・児童や親子を対象にした母親クラブの事業の開催
					読み聞かせサークル まいやどんぐり（東和）	①登米市の子育て支援を推進するため ②米谷公民館での読み聞かせ、事業のお手伝い	・公民館事業の際の託児 ・幼児や親子を対象にした読み聞かせ
					おはなしサークル どんぐり（中田）	①登米市の子育て支援を推進するため ②生涯学習センターや小学校での「おはなし会」の開催	・生涯学習センターや子育て支援センターでの読み聞かせ ・小学校での「おはなし会」の開催
					いきいき 豊里っ子（豊里）	①登米市の子育て支援を推進するため ②子育て支援センターでの読み聞かせ	幼児や親子を対象にした読み聞かせや活動の支援

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
	福祉ボランティア	5割			おはなしサークル ふなっこ（米山）	①登米市の子育て支援を推進するため ②児童への読み聞かせ及び支援センターでのふれあい遊びなどの提供	・児童館や小学校への月１回の読み聞かせの開催 ・支援センターでの親子ふれあい遊びや制作などの提供
					読み聞かせサークル　おおきな木（米山）	①登米市の子育て支援を推進するため ②子育て支援センターでの読み聞かせ	・児童館事業や子支援事業での行事のお手伝い ・児童や親子を対象にした母親クラブの事業の開催
					石越子育て支援センターボランティア まごまごサークル（石越）	①登米市の子育て支援を推進するため ②児童への読み聞かせや伝承遊びなどの提供	・児童クラブ・子ども教室での読み聞かせや伝承遊びの提供 ・子育て支援センター事業での託児やふれあい遊びの提供
					子育て支援ボランティアサークル あそぼ（南方）	①登米市の子育て支援を推進するため ②公民館での「あそぼの会」・南方子育てサポートセンターでの「みんなであそぼ」の実施	・南方公民館において月１回幼児の親子を対象に読み聞かせやふれあい遊びの実施 ・南方子育てサポートセンターに遊びに来る親子を対象とした活動の実施
					遊ぼう 津山っ子（津山）	①登米市の子育て支援を推進するため ②幼児・児童を対象に遊びの会の実施	・幼児・児童を対象にした遊びの会の実施 ・親子を対象にしたクッキングなどの実施
					・登米市ボランティア協会 ・各町域ボランティア協会	①各町域毎に結成されているボランティア団体との相互の連絡調整及び研修会を通し会員相互の資質の向上を図る。 ②会の趣旨及び目的に則ったボランティア活動、会議、研修会、交流会等	会の趣旨及び目的に則ったボランティア活動、会議、研修会、交流会等公益性のある活動
	遺族会	5割			・宮城県登米市遺族会 ・各地区遺族会	①県連合遺族会及び市遺族会との連携を緊密にし、遺族会本来の使命達成に寄与する。 ②会の趣旨及び目的に則った各種活動、会議、研修会、式典等	会の趣旨及び目的に則った各種活動、会議、研修会、式典等公益性のある活動
社会教育団体	文化協会	免除		加盟団体を除く。	・登米市文化協会	①登米市の芸術文化を振興し、関係諸団体の連携を図る。 ②市民文化祭開催、功労者表彰、県文化協会連絡協議会事業参加、各地区文化協会活動、関係諸団体事業への共催及び後援。	・市内各地区文化協会及び市文化協会主催による文化祭、会議、研修会等。
	体育協会	免除		加盟団体を除く。	・登米市体育協会	①目的 競技力の向上と生涯スポーツの振興を二本の柱として、市民のスポーツ振興及び健康増進を図るとともに、スポーツに関する諸団体並びに市民相互の連携融和を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 ②事業・活動内容 ・スポーツ事業の計画及び実施 ・各加盟団体並びに各種スポーツ団体との連携及び融和 ・スポーツ思想の宣伝啓発 ・競技優秀者及びスポーツ功労者の表彰 ・青少年の健全育成事業 ・健康づくり推進事業	・登米市体育協会が実施する事業 ・市内各地区体育協会及び市内各競技協会が実施する事業 （総会・会議・研修会・スポーツ事業等） ※地区体育協会に加盟している団体及び各競技協会に加盟している団体で、その団体自体が１つのチームとして活動しているものは減免対象外（大会に出場するなど）
	無形文化財・民俗文化財保持団体	免除		国、県又は市の指定を受けた団体及び市民俗芸能協会に限る。	・指定団体(現在37団体） ①柳生心眼流兵法 新田柳心館 ②大網おいとこ踊り保存会 ③北方神楽継承会　④山ノ神神楽保存会 ⑤佐沼鹿踊伝承会　⑥森邑おいとこ保存会 ⑦登米謡曲会　⑧登米秋まつり協賛会 ⑨登米町岡谷地南部神楽保存会 ⑩とよま山車まつり保存会 ⑪綱木之里大名行列保存会 ⑫米川の水かぶり保存会 ⑬飯土井神楽保存会　⑭細野神楽保存会 ⑮嵯峨立神楽保存会　⑯嵯峨立甚句保存会 ⑰日高見流浅部法印神楽保存会 ⑱小島田植踊保存会　⑲浅部七福神舞保存会 ⑳巻おいとこ踊保存会　㉑小島願人踊保存会 ㉒長谷山甚句保存会　㉓長谷山打囃子保存会 ㉔長谷観世音虎舞保存会　㉕石森打ばやし保存会 ㉖笹流加賀野神楽保存会　㉗上沼法印神楽神議会 ㉘上沼獅子舞保存会　㉙本宮神楽保存会 ㉚加茂流舘神楽保存会　㉛上町法印神楽保存会 ㉜とよさと豊年ばやし保存会 ㉝赤谷神楽保存会　㉞長下田神楽保存会 ㉟須賀神流芦倉獅子舞保存会 ㊱古武道流柳生心眼流兵法心武館 ㊲畑岡神楽保存会 ・登米市民俗芸能協会	①国・県・市指定の無形文化財、民俗文化財を保持する。 ②市民俗芸能協会の運営、市民俗芸能大会への参加、市内外での公演、関係諸団体事業への参加、市内学校での生徒・児童への指導。	・保持団体の練習会、発表会、研修会等。 ・市内各地区の行事及び市民俗芸能協会による事業、会議、研修会等。
	子ども会・育成会	免除			・登米市子ども会育成会連絡協議会 ・各地区子ども会育成会	①登米市の各町子ども会育成会相互の連絡調整をはかり、もって子ども会の充実発展に資することを目的とする。 ②総会及び理事会を行い、子ども会育成会相互の研修及び親睦と目標達成に必要な事業を実施。	総会、理事会、研修会

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
					各地区子供会	①子供の健全育成に資することを目的とする ②目的を達成するための子供会行事等	子供会行事
	地域クラブ活動団体	免除	免除		市から認定された地域クラブ活動団体	①目的 休日の部活動の地域展開（地域移行）	・地域クラブ活動団体が実施する部活動、大会等
	スポーツ少年団	免除	免除（夜間照明の使用料に限る。）		・登米市スポーツ少年団本部 ・各地域スポーツ少年団支部 ・各スポーツ少年団	①目的 登米市スポーツ少年団相互の連絡調整を図り、心身ともに健全な少年を育成することを目的とする。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団の交流、育成及び技術向上に関すること ・講習会・研修会の開催	・登米市スポーツ少年団本部が実施する事業（総会・会議・研修会等） ・登米市スポーツ少年団各支部が実施する事業・活動 （各支部及び団が主催する交流大会や練習等）
	総合型地域スポーツクラブ	免除			文化・スポーツクラブはさま	①目的 迫地区におけるスポーツ活動の振興を図り、クラブを核とした地域住民の自立的な社会参加を促進し、公益の増進に寄与する。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	総合型地域スポーツクラブが実施する事業（スポーツ教室や文化教室等）
					とよまスポーツクラブ蔵っこ	①目的 登米地区の一人ひとりがスポーツに親しめる環境をつくり、心身の健康づくりを促進し、地域コミュニティの和を広げていくことを目指す。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					東和スポーツクラブあばせ	①目的 東和スポーツクラブあばせ：東和地区における、生涯スポーツの振興を通して、住民の明るく楽しい健康生活を目指す。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					なかだスポーツクラブ”パティオ”	①目的 だれでも気軽に参加できるスポーツ活動を地域に提供する。青少年の健全育成と地域住民の生涯スポーツの推進を図るとともに、連帯感ある町づくりに貢献する。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					とよさとマイ・タウンクラブ	①目的 スポーツ少年団と中学校部活動継続指導。町民の健康・体力の保持・増進。地域の様々な人々とのふれあいを通し、親子や家族、世代間のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを図る。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					よねやまスポーツクラブ	①目的 子どもから大人まで、誰でも気軽に参加できる新しいスポーツ活動の習慣を広め、青少年の健全育成と世代間交流を図り、心身ともに明るく健康な連帯感あふれる「新たなまちづくり」に貢献することを目指す。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					いしこしENJOYクラブ	①目的 いしこしENJOYクラブ：地域のスポーツ活動の振興を図ることにより、町民の健康づくりとコミュニティづくりに寄与する。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
					スポーツクラブみなみかた	①目的 スポーツクラブみなみかた：地域住民の健康づくりメニューを提供し、生涯スポーツの振興を図るとともに、コミュニティ活動推進に貢献する。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
					つやまモクモクスポーツクラブ	①目的 つやまモクモクスポーツクラブ：津山地区における、生涯スポーツの振興を図るとともに、住民のいきがいづくりと、心身の健康づくりを目指すことを目的とする。 ②事業・活動内容 ・スポーツ少年団活動の指導 ・市民を対象としたスポーツ教室 ・市民を対象とした文化教室等	
	ジュニアリーダー	免除			・登米市ジュニアリーダー ・各地区ジュニアリーダー	①ジュニア・リーダーとして基本的な知識・技術・態度等についての研修を行い、子ども会活動およびボランティア活動のリーダーを養成する。 ②初級リーダーの養成支援、交流会や技術研修会の開催、子ども会行事等へのレク指導等。	実行委員会、イン・リーダー研修、ジュニア・リーダー交流会、技術研修会、初級研修等
	青年会	免除			・登米市青年団連絡協議会 ・各地区青年会	①登米市内の青年団体の連絡調整を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。 ②構成員を対象とした研修会相互交流、市内の各種社会教育団体との連絡提携等に係る事業	総会、理事会、実行委員会、青年体育大会、青年文化祭、その他団体を対象とした事業等
	婦人会	免除			・登米市地域婦人団体連絡協議会 ・各地区婦人会	①少子高齢化・情報化・国際化などの社会情勢の変化に対応しながら婦人の力を結集し、和をもって明るく、住みよい地域をつくる事を目的とする。 ②構成員を対象とした研修会・大会の開催。地域行事への参画。	総会、委員会、研修会、登米市婦連大会、仙北ブロック研修会等
	老人クラブ	免除			・登米市老人クラブ連合会 ・各地区老人クラブ	①老人クラブ活動を通じて老人福祉及び地域福祉社会づくりの向上に寄与する。 ②社会奉仕活動、老人教養講座、スポーツ振興	高齢者を対象とした各種教養講座、健康づくり教室等
	青少年のための市民会議	免除		各支部を含む。	青少年のための登米市民会議	①青少年問題の持つ重要性にかんがみ広く市民の総意を結集し、国、県、市の施策と呼応して青少年の健全な育成を図ることを目的とする。 ②少年の主張・国語弁論地区大会、あいさつ運動、青少年健全育成のつどい等、各支部での青少年健全育成の地域づくり事業を実施。	・総会、理事会、研修会 ・少年の主張・国語弁論地区大会、あいさつ運動、青少年健全育成のつどい等 ・各支部での青少年健全育成の地域づくり事業
	PTA	免除			・登米市PTA連合会 ・各小・中学校PTA	①PTA活動を推進し、児童生徒の健全な成長を図るとともに、教育の振興に寄与することを目的とする。 ②単位PTAの緊密な連絡提携、教育及びPTA活動に関する調査研究、児童生徒の保護・奨励・援助、関係官庁及び他団体との連絡提携、PTA活動に関する教養研修等	代議員会、部会、理事会、研修、大会等
	B＆G海洋クラブ	免除			・登米市B＆G迫海洋クラブ ・登米市B＆G中田海洋クラブ ・登米市B＆G米山海洋クラブ	①目的 海洋性スポーツを通し、自然の大切さや豊かな心の育成を目的とする。 ②事業・活動内容 ・カヌー・ヨット・ボート競技艇等の操作 ・マリンスポーツに関する知識の習得 ・文化・自然環境保全体験活動 ・着衣水泳等	市内3海洋クラブが実施する事業 （カヌー教室等）
地域振興団体	コミュニティ	免除			・登米市コミュニティ推進連絡協議会 ・各地区コミュニティ組織	①　コミュニティづくりについての組織活動の研修及び各地区協議会におけるコミュニティ施設整備ならびに運営等の情報の提供、意見の交換を行うとともに各地区協議会会員相互の親睦を図る。 ②　会を対象としたコミュニティ視察研修会、地域づくり研修会	・総会、理事会、執行部会 ・会を対象とした研修会
	国際交流協会	免除			登米市国際交流協会	①市民参加による諸外国及び登米市に在住する外国出身者との交流を基調とし、国際化の進展とこれに伴う地域社会の変化に対応するため、国際交流事業を通じて国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進及び国際友好親善の促進を図ることを目的としている。 ②国際交流事業の実施、国際交流の調査・研究、国際交流の啓発・普及、国際交流情報の収集、提供、その他目的達成に必要な事業	市民を対象とした各種語学講座、国際交流まつりやシンポジウムなどの国際交流事業
	ライオンズクラブ	5割			佐沼ライオンズクラブ	①社会奉仕、友情、親善、相互理解の絆によってクラブ間の融和、地域社会の生活、文化、福祉及び公徳心の向上。 奉仕の心を持つ人々が個人の経済的報酬なしに社会に奉仕するよう励まし、また、商業、工業、専門職業、公共事業及び個人事業の能率化を図り、道徳的水準をさらに高めること。 ②社会奉仕、寄付活動、会員相互の親睦・理解を図る活動等	奉仕活動を目的とした事業、市民を対象とした講演会等の開催

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
	ロータリークラブ	5割			佐沼ロータリークラブ	①奉仕の機会として知り合いを広めること。 事業および専門職務の道徳水準を高めること。 あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること。 ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。 ②会員の増強と維持、職業・社会・国際奉仕活動、 環境保全活動、青少年の育成に関すること等。	奉仕活動を目的とした事業、環境保全の取り組み、青少年の育成を目的としたスポーツ大会の開催
	青年会議所	5割			一般社団法人とめ青年会議所	①登米市の「まちづくり」「人づくり」のため活動し、明るい豊かな社会の実現を目的とする。 ②地域イベントへの参加や青少年育成事業の開催、各種セミナーやボランティア活動を開催。	青少年育成事業の開催、各種セミナーやボランティア活動
産業経済団体	観光物産協会	5割			一般社団法人登米市観光物産協会	①登米市内における観光事業の振興及び物産の振興を図り、地方文化産業の発展と地方経済の向上に寄与することを目的とする。 ②観光に関する事業、物産に関する事業、広報に関する事業。	会議、イベント実施
	産業振興会	5割			登米市産業振興会	①市内の企業が、業種、企業規模を超えて相互の理解と共通の受益を目指すとともに、地域産業界が一体となって、異業種・産学官交流及び人材の確保と育成や技術の強化等を図ることにより、地域産業の活性化と地域経済の健全な発展に寄与することを目的としている。 ②企業支援のための学校進路指導者との情報交換会、ビジネスマッチング、企業情報ガイダンス。企業を対象とした人材育成に関する研修。関係団体との連携及び交流促進のための各種意見交換会。	・就職を希望している学生を対象とした企業情報ガイダンス ・各種役員会等
	グリーンツーリズム推進協議会	5割			登米市グリーン・ツーリズム推進協議会	①本地域の豊かな自然や恵まれた文化資源を活用し、グリーン・ツーリズムの普及促進を図ることを目的とする。 ②農林業体験学習に関する事業及びグリーンツーリズム推進に係る調査研究・意識啓発	会議、調理実習等
	消費者団体	5割			迫消費者の会	①消費者としての権利を自覚し、その地位の向上と明るい消費生活の確立を図ることを目的とする。 ②消費者の地位の向上を図る啓発運動、消費者の暮らしを守る実践運動、相互協力を図るための情報交換、その他この目的達成に必要な事業	消費者教育の自主的活動を行う市民を対象とした総会、役員会、研修会等
	認定農業者連絡協議会	5割			・登米市認定農業者連絡協議会 ・各地域認定農業者連絡協議会	①地区協議会等の連絡協調を図りながら認定農業者相互の情報交換、連携を通して、農業経営の健全な発展と地域農業の振興に寄与することを目的とする。 ②各種研修会、検討会、消費者交流を通じ認定農業者の経営改善のための事業活動を実施している。	研修会、会議等
	農産加工者連絡協議会	5割			・登米市農産加工者連絡協議会	①農産加工組織の活動を通じて、地域資源を活用した農産加工品の開発を促し、市内農産物直売所だけではない販売ルートの拡大を行い、加工品販売額、販売者の増による地域農業者の所得増を図り、もって地域農業の振興を図る。 ②上記の事業活動を実施している。	・会員を対象とした研修会、会議等
	農業生産組織協議会	5割			・とよま営農経済センター農作業受託者協議会 ・なかだ営農経済センター転作集団部会 ・豊里町転作集団連絡協議会	①農作業の受託者組織の連絡、協調及び相互技術の研鑽を図り、もって地域の発展に寄与する。 ②上記の事業活動を実施している。	農作業の受託者組織の連絡、協調及び相互技術研修会、会議等
	4Hクラブ	5割			登米市4Hクラブ	①農村青少年が相互に連絡調整を密にし、次代の農業を担うにふさわしい農業技術の知識と技能の習得交換を図り、研修、公衆及び集団的自主活動を通じ近代農業の確立に寄与する ②研修会、農村青年のつどい、農業技術交換大会、地域貢献活動など	・会員を対象とした研修会、会議等 ・地域貢献活動
	生活研究グループ	5割			登米地区農村生活研究グループ	①農村生活研究グループ相互の連絡と協調を密にし、知識技術の向上を図り、よりよい農業農村づくりをめざす。 ②生産とくらしの改善に関する調査研究、体験、実績の交換・交流と機関誌の発行。その他、本会の目的達成に必要な事項。	会員を対象とした総会、役員会、研修会
	商工会	5割			・登米中央商工会 ・みやぎ北上商工会 ・登米みなみ商工会	①地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ②商工業に関し、相談に応じ又は指導を行うこと、情報又は資料を収集し、及び提供すること、調査研究を行うこと、講習会又は講演会を開催することなど。	会員を対象とした総会、役員会、研修会

		減免割合			団体名	団体の概要 ①目的 ②事業・活動内容	公の施設を利用する事業・活動のうち、減免対象となる事業・活動の内容
		使用料	附帯設備	備考			
	土地改良区	5割			・迫川沿岸土地改良区 ・北上川沿岸中田地区土地改良区 ・登米市東和町土地改良区 ・登米吉田土地改良区 ・伊豆沼土地改良区 ・穴山土地改良区 ・新田北部土地改良区 ・登米市豊里町土地改良区 ・津山土地改良区 ・迫川上流土地改良区 ・石巻市北方土地改良区	①農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業改善に資することを目的とする。 ②農業用用水施設の維持管理、農業用排水施設の維持管理、農業用施設の新設改修、各管理施設の災害復旧事業、国県営土地改良事業によって造成された施設の維持管理	受益者を対象とした説明会、座談会など、農業の振興を図るために行う事業
	農業協同組合	5割			・みやぎ登米農業協同組合 ・南三陸農業協同組合	①地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的としている。 ②上記の事業活動を実施している。	地域の農業生産の振興に寄与する事業
	農業共済組合	5割			宮城県農業共済組合	①農業共済協会は、国が定める農業災害補償法に基づき農業共済制度を運営する農業共済団体の健全な発展に貢献し、もって農業の振興と農業経営の安定により、豊かで健全な社会の維持・発展に寄与することを目的としている。 ②⑴農業共済制度に係る調査研究、その他農業の振興と農業経営の安定のための調査研究及び農家や一般国民への普及啓蒙を行う事業 ⑵農業共済団体の退職金給付に係る事業 ⑶全国農業共済会館の管理運営を実施する事業 ⑷その他本会の目的を達成するために必要な事業などの諸事業を実施している。	農業共済制度について、地域の農家や一般市民への普及啓蒙を行う事業
	森林組合	5割			・東和町森林組合 ・登米町森林組合 ・津山町森林組合	①組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る。 ②組合員のためにする森林の経営に対する指導、組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営等	組合員（森林所有者）を対象とした説明会・座談会など、林業の振興を図るために行う事業
	漁業協同組合	5割			・北上川漁業協同組合 ・長沼漁業協同組合 ・伊豆沼漁業協同組合	①漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。 ②水産資源の管理及び水産動植物の増殖のため、環境保全事業・外来魚駆除及び処理事業・放流事業などを行う。また、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導等も実施する。	組合員を対象とした説明会・座談会など、事業の目的達成に資する事業及び活動
学校関係等	小・中学校（部活動を含む。）	免除	免除		小・中学校	—	教育活動を行うために利用する場合、登米市の施策に合致する内容の事業や登米市民の利益に寄与する目的で使用する場合に減免を適用する。 【市外学校の減免適用の例】 ・登米市民を対象にした学校の説明会及び試験等で使用する場合。 ・長沼漕艇場の利用に伴い各施設を利用する場合。（大会の開催を誘致しているため） 【中学校・高等学校体育連盟の減免適用の例】 ・宮城県中体連の市内中学校を対象とした大会等は減免。その他（中体連の県大会、高体連の支部大会・県大会）は5割減免。
	高等学校（部活動を含む。）	免除	免除		高等学校		
	特別支援学校	免除	免除		特別支援学校		
	幼稚園（公立）	免除	免除		幼稚園（公立）		
	幼稚園（民間）	免除	免除	教育活動を行うための利用に限る。	幼稚園（民間）		
	保育施設（公立）	免除	免除		保育所（公立）		
	保育施設（民間）	免除	免除	保育事業を行うための利用に限る。	保育所（民間）		
	認定こども園（公立）	免除	免除		認定こども園（公立）	—	教育活動及び保育事業を行うために利用する場合、登米市の施策に合致する内容の事業や登米市民の利益に寄与する目的で使用する場合に減免を適用する。
	認定こども園（民間）	免除	免除	教育活動及び保育事業を行うための利用に限る。	認定こども園（民間）		
その他団体	公益社団法人・公益財団法人	5割			法人格が公益社団法人又は公益財団法人である法人	—	登米市の施策に合致する内容の事業や登米市民の利益に寄与する目的で使用する場合に減免を適用する。

策定　令和６年２月

改正　令和６年３月

改正　令和８年２月

発行　登米市

登米市まちづくり推進部まちづくり推進課

〒987-0511　宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目６番地１

TEL　0220-22-2147　　FAX　0220-22-9164